

鳥取市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第9号

鳥取市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和60年鳥取市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認めるときには、これを減額し、又は免除することができる。

別表中「108円」を「110円」に、「162円」を「165円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「4,050円」を「4,120円」に、「2,430円」を「2,470円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「6,480円」を「6,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鳥取市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成31年10月1日以後に納付すべきものについて適用し、同日前までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 平成31年9月30日までになされている利用の許可に係る利用料金及び同日までの利用により平成31年10月1日以後に納付すべき義務が生じる利用料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。